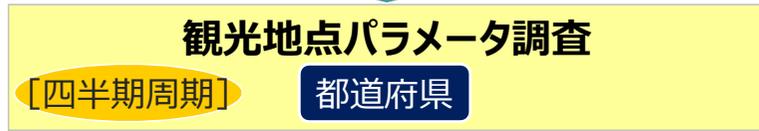
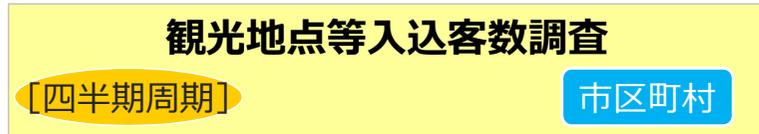


# 観光入込客統計に関する共通基準の概要

- ▶平成21年12月に「観光入込客統計に関する共通基準」を策定。
- ▶平成22年4月からの各都道府県における共通基準に則った調査の実施を推進。

## 調査プロセス



### 【観測地点名簿の整理】

毎年1月1日現在で、観光地点及び行祭事・イベントの新設・改廃の整理。推計対象かどうかを確認します。

### 【観光地点等入込客数調査】

統計の基礎となる観光地点等ごとの入込客数を把握します。  
 都道府県内の観光地点及び行祭事・イベントに訪れた人数を、観光地点等の管理者、行祭事・イベントの実施者等に月別に報告を求め調査します。⇒延べ入込客数

### 【観光地点パラメータ調査】

都道府県内の観光地点を訪れた観光客を対象に、属性別の構成比、平均訪問地点数、平均消費額単価等のパラメータを把握。⇒実入込客数

### 【既存統計調査の活用】

- 以下に示すデータを都道府県別に作成し、提供します。
- ・観光目的別・居住地別の宿泊観光入込客数[四半期・年間]
  - ・ビジネス目的・県外の日帰り観光客入込客数 [四半期・年間]
  - ・訪日外国人観光目的別・宿泊／日帰り別の観光消費額単価[四半期・年間]
  - ・実家・キャンプ場等利用補正係数[四半期・年間]

### 【統計情報の推進・共有・公表】

都道府県が推計し、共有様式にて市区町村、観光庁と共有します。  
 観光庁は、「全国観光入込客統計」として公表します。

## 観光入込客統計（〇〇都道府県） / 全国観光入込客統計（観光庁）

- ▶ 観光入込客数 【四半期別・年間】
- ▶ 観光消費額単価 【四半期別・年間】
- ▶ 観光消費額 【四半期別・年間】